

# 備えて安心！令和6年4月1日から 相続登記が義務化されます！



Q4 不動産を相続した場合、どう対応すれば良いですか？新制度のペナルティが不安なのですが。

相続人の間で早めに遺産分割の話合いを行い、不動産を取得した場合には、その結果に基づいて法務局に、相続登記をする必要があります。

早期の遺産分割が難しい場合には、今回新たに作られた「相続人申告登記」という簡便な手続（※）を法務局にとって、義務を果たすこともできます。  
※相続人申告手続は、戸籍などを提出して、自分が相続人であることを申告する、簡易な手続です。

Q1 知りませんでした！不動産（土地・建物）の相続登記が義務化されるのは、なぜですか？

相続登記がされないため、登記簿を見ても所有者が分からぬ「所有者不明土地」が全国で増加し、周辺の環境悪化や公共工事の阻害など、社会問題になっています。  
この問題解決のため、令和3年に法律が改正され、これまで任意だった相続登記が義務化されることになりました。

Q2 相続登記の義務化とは、どういいう内容ですか？

相続人は、不動産（土地・建物）を相続で取得したことを行つた日から3年内に、相続登記をすることが法律上の義務になります。法務局に申請する必要があります。  
正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。  
遺産分割の話合いでの不動産を取得した場合も、別途、遺産分割から3年内に、登記をする必要があります。

Q3 義務化が始まるのは、いつからですか？  
始まった後に、対応すれば大丈夫でしょうか？

「相続登記の義務化」は、令和6年4月1日から始まります。ただ、今のうちから、備えておくことが重要です。  
また、令和6年4月1日より前に相続した不動産も、相続登記がされていないものは、義務化の対象になります（3年間の猶予期間があります。）ので、要注意です。

Q4 不動産を相続した場合、どう対応すれば良いですか？新制度のペナルティが不安なのですが。

相続人の間で早めに遺産分割の話合いを行い、不動産を取得した場合には、その結果に基づいて法務局に、相続登記をする必要があります。

早期の遺産分割が難しい場合には、今回新たに作られた「相続人申告登記」という簡便な手続（※）を法務局にとって、義務を果たすこともできます。  
※相続人申告手続は、戸籍などを提出して、自分が相続人であることを申告する、簡易な手続です。

遺産分割の話合い  
がまとまつた

早期に遺産分割  
することが困難

※令和6年4月1日より前に相続した不動産は、令和9年3月31日までにする必要  
があります。

●専門家（司法書士・土地家屋調査士）に相談したい場合は、こちらをご覧ください。

東京法務局ホームページ

登記手続のご案内や  
「相続登記ガイドブック」  
を掲載しています。

東京土地家屋調査士会  
ホームページ

（土地の境界や分筆  
登記、未登記建物の  
登記手続などに関するご案内）

東京法務局ホームページ

（司法書士は相続登記の  
専門家です。  
無料相談会のご案内はこちら）

東京土地家屋調査士会  
ホームページ

（土地の境界や分筆  
登記、未登記建物の  
登記手続などに関するご案内）

2023年5月版